

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年7月15日（平成28年（行個）諮問第114号）

答申日：平成28年11月16日（平成28年度（行個）答申第129号）

事件名：特定日付けで本人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27年8月11日付けで、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の原本（正本）そのものに記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成28年6月7日付け20160509統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、特定年月日A付けで審査請求人に通知があった「保有個人情報の全部を開示する旨の決定」の通知（以下「別件処分」という。）と全く矛盾した内容と受け止めているが、その矛盾した大臣名の処分2通が有効なまま存在している状態にある。

原処分から1週間時間がたったが、処分庁から別件処分を取り消した旨の通知もなく、審査請求人の自宅に送られてきた利用停止請求書が原処分に記載のあるとおり「原本」であるならば当然あって然るべき、当該原本の回収等に係る事情説明、依頼等もなく、審査請求人には別件処分と原処分の関係や経緯が分からないため、別件処分に係る審査会への意見書の執筆すら出来ない状況にある。

その観点では、処分庁からの原処分の不開示決定の理由は明らかに記載が不十分であることから、審査請求人が別件処分及び原処分等の事情等を理解しうるに足る文書の特定を含めた十分な理由説明を求めるため審査請求を行う。

3 意見書

審査請求人が諮問庁に提出した保有個人情報利用停止請求書の原本に係

る開示請求は、「同一の文書」であるが、本件諮問事件が2回目の開示請求に関するもの、平成28年度（行個）諮問第139号が3回目の開示請求に関するもの。平成28年度（行個）諮問第79号が1回目の開示請求に関するものであり、特定年月日B付けで諮問庁から開示及び不開示決定の通知があり、その後開示された開示請求が4回目となる。

諮問庁の決定内容と対応は、それぞれ、以下のとおりである。

1回目の開示請求に対しては、「原本を保有している」ことを前提としていなければ示し得ないはずの「全部開示決定」が通知され、原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付されたものの、開示の方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ実現していない。

2回目の開示請求については、説明もなく実現しないまま放置されている閲覧のみを請求するものであったが、これに対しては「原本を保有していない」ことを理由とする不開示決定であった。

3回目の開示請求については、原本性の確認をすべく、閲覧を補う手段として原本の表面と裏面の請求をし直したが、こちらも決定内容は「全部開示」だったが、1回目と同様に、原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付されたものの、開示の方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ実現していない。この際、鉦工業動態統計室としては「PDFも原本である」との同室の見解に基づいた対応であるとの説明がなされた。

4回目の開示請求については、特許庁を組織として抱え、模擬品対策をも担っている諮問庁が、「PDFも原本である」との鉦工業動態統計室が示した見解を、諮問庁全体として追認するかどうかを確認する意図で、閲覧を含めた再度の開示と、上記見解を示すに至った経緯等に関する全ての文書の開示を請求した。この4回目の開示請求も、3回目の開示請求と同様に原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付（開示決定）されたものの、開示の方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ（不開示決定）現在も実現していない。

また、見解の根拠については、審査請求人が請求した文書とは受け止めがたい、請求したつもりはない多数の文書が開示されただけで、「PDFも原本である」との見解の論拠は全く理解できなかったため、直ちに審査請求を行った。

このような諮問庁の決定内容と対応では、文書の特定はおろか、文書の存否そのものについて矛盾した内容の複数の大臣名の決定文書が存在しているという異常な事態が継続していることから、審査請求人は、今現在も、審査会に適切な審査を頂くための情報公開制度に則した意見を審査会に示すことができない。

諮問庁は、審査会に諮る以前の問題として「原本の写しと称して原本をPDF化した電子媒体を印刷したものを審査請求人に交付した行為」の是非（「PDFも原本である」という見解の確たる論拠）、「相矛盾する決定が記された大臣名の複数の決定文書に係る真偽（開示すべき文書の存否）」を、審査請求人に対して納得のできる説明をすべきと思う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人は、平成28年5月9日付けで、法13条1項の規定に基づき、「平成27年8月11日付けで、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の原本（正本）そのものの閲覧。 ※ 本年4月25日に『原本の写し』の開示は受けたものの、その開示時に、同時に求めた閲覧は『できない』と対応いただけなかったため、改めて閲覧のみの開示請求を行うものです。その点では、この請求は本来は不要だったはずのものです。担当室長の不誠実な対応により、やむなく再度の開示請求を行うこととしたという点を十分にご配慮いただきたいと思います。」との開示請求を行い、処分庁は、平成27年8月11日付けで、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」そのもの（以下「本件文書」という。）を保有していないことから、平成28年6月7日付け20160509統第2号により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件対象保有個人情報は、本件文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「『本件文書』については、20160125統第8号、『特定年月日C付け』で補正依頼のため審査請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していないことから不開示とした。」

4 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が不開示とした理由が不十分として、改めて不開示の理由を示すとともに、本件対象保有個人情報を特定し、開示するよう求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求における不開示理由について

本件文書については、「20160125統第8号、特定年月日C

付け」で補正依頼のため、処分庁は審査請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していないことから、不開示としたものである。

なお、審査請求人が説明を求めている別件処分（特定年月日A付け）とは、「平成27年8月11日付けで、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の『原本』の写し」に関する開示請求であり、処分庁が保有している「『原本』の写し」に記載された本人に係る保有個人情報を対象保有個人情報として特定し、全部を開示する旨の決定を行ったものである。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、本件対象保有個人情報は保有しておらず、原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年7月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年11月7日 | 審議 |
| ⑤ | 同月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は特定年月日C付けの「保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について」にて、本件文書を審査請求人に返戻しているとのことであった。

また、審査請求人は、平成28年（行個）諮問第61号（以下「別件諮問」という。同諮問事件については既に答申（平成28年度（行個）第31号）がされている。）の調査審議の過程で提出した意見書の中で、特定

年月日C付けで審査請求人の自宅に送付された文書の中に「2回もの補正依頼を受入れ提出・受理された利用停止請求書の『原本』も同封されていた。」と述べており、本件文書は、審査請求人の自宅にあることを認めている。

以上を考慮すれば、本件文書は審査請求人の自宅に送付されており、処分庁では保有していない旨の諮問庁の上記説明は首肯でき、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久